

令和7年12月5日

お客様 各位

大垣西濃信用金庫

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」への振込について

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

近年、金融犯罪の手口が巧妙かつ多様化し、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、特殊詐欺等の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛てに送金される事例が発生しております。

このような情勢を踏まえ、お客様保護および不正送金防止等の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座に対し、口座名義人（法人口座含む）と異なる依頼人名で行う振込については、お振込をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承願います。

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただくことがございますので、ご了承願います。

お客様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上